名古屋大学全学学生会規約

第１章　総則

第１条【名称】

本会は名古屋大学全学学生会（略称、名古屋大学全学会）と称する。

第２条【目的】

本会は次の目的のために活動する。

①学生の自治、学問の自由、学生の権利の擁護

②民主的な教育の擁護及び学生の文化・スポーツ活動の発展

第３条【活動】

本会は前条の目的を達成するために必要な諸活動を行う。"

第４条【構成】

本会は名古屋大学の加盟学部自治会及び学部学生全員をもってこれを組織する。

第２章　機関

第５条【大会】

大会は本会の最高決議機関である。

第６条【大会の招集】

定期大会は年１回、原則として１年毎にこれを開く。

２、大会の２週間前までに定期大会の招集、議題の公示がなされなければならない。

第７条【臨時大会】

臨時大会は次の場合２週間以内にこれを招集する。

①執行委員会の決議があった場合。

②全学部学生総数の８分の１以上の要請があった場合。

③最高決議機関又はそれに準ずる決定により決議した加盟自治会が、全加盟自治会の３分の１以上に達した場合。

第８条【大会の構成員】

大会は代議員、評議員及び「役員」により構成する。これらは議事に関する発言権を有する。

２、決議権は代議員及び「役員」がこれを有する。

３、「役員」とは、委員長、副委員長、その他の執行委員、及び会計監査委員である。

第９条【大会の成立】

大会は代議員及び「役員」総数の過半数の出席により成立する。

２、　大会の決議は特別の場合を除いては出席議員の過半数によりこれを決する。賛否同数の場合は議長決定による。

第１０条【代議員】

代議員、評議員は各加盟自治会から選出される。自治会が加盟していない学部の代議員・評議員は、各学部生を代表する者として、適切に選出される。

２、各学部の代議員及び評議員数は、学部生１２５名以下の場合は１名、学部生が１２５名を超える場合は１２５名単位で１名増加する。また、学部自治会は、その学部の上述した定数分の決議権を有する。

３、学部自治会が出席した場合、第９条の適用についてはその学部の上述した定数が出席したとみなす。

第１１条【審議、決定事項】

大会は次の書類を審議、もしくは決定する。

①活動の総括、方針

②決算の承認、予算の決定

③委員長、副委員長、その他の執行委員の選出

④規約の改正

⑤細目の制定及び改廃の承認

⑥執行委員会内部の人事の承認

⑦各種実行委員会の設置の承認

⑧会計監査員の任命

⑨その他の重要事項

第１２条【委任状】

やむを得ない理由のために会議に出席できない代議員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決するか、または他の当該学部生・自治会員を代理人として表決を委任する、あるいは議場に委任することができる。

２、この場合、あらかじめ通知された議事に関しては第９条の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

第１３条【執行委員会の構成】

執行委員会は大会で代議員の推薦を受けた会員より選出された委員長１名、副委員長２名、及びその他の執行委員でこれを構成する。

２、執行委員会を構成する役員の数は 20 名とする。

３、役員の任期は定期大会から、次の大会までとする。欠員が生じた場合、臨時大会を開き会員から選出する。但し、後任者の任期は前任者の残りの期間であり、その数は３名までとする。

第１４条【執行委員会の仕事】

執行委員会は次の事項を行う。

①本会を代表すること

②大会で決議された事項の執行

③会計の管理

④細則の制定、改廃
⑤執行委員会内部の人事の決定
⑥各種実行委員会の設置
⑦その他の執行に関する事項の決定

第１５条【委員長、副委員長の役割】
委員長は執行委員会を統括し、定期大会、臨時大会、執行委員会を招集し、執行委員会を代表する。
２、副委員長は委員長を補佐し委員長が欠けた場合はこれを代行する。

第１６条【各種実行委員会の統括】
第１４条第６項による各種実行委員会は、執行委員会の統括のもとにおく。

第３章　加盟及び脱退

第１７条【加盟と脱退】
本会の加盟若しくは脱退は、これを希望する学部自治会の最高機関の決定する事とする。
但し、やむを得ない場合は投票による事とする。

第１８条【仮加盟】
学部自治会が本会への加盟を決定したときは、本会の執行委員会で審議する。
学部生の総意としてふさわしいと認められたとき、その学部自治会は仮加盟をする。
２、　仮加盟自治会は、本会へ評議員を送ることができる。

第１９条【加盟の成立】
仮加盟自治会の本会への加盟は、大会での過半数の賛成によって成立することとする。

第４章　加盟自治会の権利及び義務

第２０条【加盟自治会の権利】
加盟自治会は次の権利を有する。
①本会へ代表を派遣すること
②執行委員会に対して質問すること
③本会の機関に援助を要請すること
④本会から脱退すること

第２１条【加盟自治会の義務】
加盟自治会は次の義務を負う。
①本会の規約を守り、由を遂行するため本会の規定を順守すること
②活動の報告を本会の機関に対して行うこと

第５章　執行委員の罷免

第２２条【役員罷免の決議】

臨時大会は二役並びにその他の執行委員を出席代議員の過半数によって罷免することができる。

第２３条【罷免後の欠員の補充】

その他の臨時大会は直ちに欠員を補わなければならない。但し任期は前任者の残りの期間である。

第６章　財政

第２４条【経費】

本会の財政は、会費ならびに寄付金その他である。

第２５条【会計期間】

本会の会計期間は定期大会から次の定期大会までとする。

第２６条【会計監査】

会計監査報告のため会計監査委員会を設置する。会計監査委員は定期大会構成員より３名選出する。

第２７条【会費】

会費は学部生１人につき半年間 25 円とする。

第７章　改正

第２８条【規約改正】

規約の改正は、大会において出席代議員の３分の２以上の賛成によって決定する。

第８章　付則

第２９条

本会規約は採択と同時に効力を発する。

第３０条

本会規約の改正は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。